

## 第18回福井家庭裁判所委員会議事概要

### 1 開催日時

平成24年7月4日(水)午後1時30分から午後4時00分まで

### 2 開催場所

福井家庭裁判所第1会議室(3階)

### 3 出席者

#### (1) 委員

石山容示委員長, 青山直弘委員, 鵜飼祐充委員, 榎美保委員, 奥村繁子委員, 海道宏実委員, 知見康代委員, 辻利津子委員, 橋本修明委員, 山崎麗子委員(五十音順, 以上10人出席)

欠席 中島文男委員

#### (2) 事務担当者等

大村裁判官, 森事務局長, 大松首席家裁調査官, 坂本首席書記官, 金重次席家裁調査官, 西井事務局次長, 早川総務課長, 野川総務課課長補佐

### 4 議事

#### (1) 委員長あいさつ

#### (2) 家庭裁判所の手続説明

#### (3) 面会交流についての説明

#### (4) 面会交流の調停・審判の統計説明

#### (5) 民法の一部改正に伴う面会交流の考え方骨子についての説明

#### (6) 意見交換

### 5 意見交換要旨

別紙のとおり

### 6 次回開催期日及び意見交換のテーマ

11月28日(水)午後1時30分から

「継続的かつ円滑に面会交流を実施するための方策等について」

(別紙)

## 意見交換の要旨

( :委員, :委員長, :事務担当者)

- : 面会交流の調停や審判では、どのようなことが取り決められるのか。
- : 調停と審判とでは多少違いがある。調停は話し合いにより面会方法を決めるので、細かく詰めずに、月1回、月2回などと大まかに決めておいて、面会交流の日時、子供の受け渡し方法などは当事者間で決めることが多い。審判の場合は、裁判所が判断するため、具体的な日時、条件などを細かく定めることが多い。
- : 面会交流でトラブルが生じた場合、家庭裁判所として何か対策を執るのか。
- : 相手方が調停で定めたとおりに面会交流に応じないような場合には、申立人に履行勧告の申出をしてもらったり、調停の申立てをしてもらったりしてトラブルの原因を調査して再度調整することもある。離婚などについては、一度決まったことを覆すことはできないが、養育費や面会交流については、事情の変更があれば改めて調整する余地はある。
- : 面会交流について判断するためには、子供の心理が分かっている必要はないと思うが、調停委員はどのような人が選ばれているのか。
- : 様々な経歴、職種の方、いろいろな経験をお持ちの方をお願いしている。面会交流の調停では、子供の心情等に精通した学校の教師のOB等をお願いすることも多い。

また、裁判所で調停委員に対する研修も実施しているほか、調停委員も自主的な勉強会等を行って研さんしている。
- : 申立人と子供が面会交流を行う直前になって、親権者である相手方(元妻)が不安になり、面会交流がうまくいかなることはないのか。
- : 子供のことで、本人同士が顔を合わせるのが嫌だという場合があるが、裁判所の児童室(家族面接室)を使って、試行的に面会交流を行ったりして、双方の調整を図っている。

- : 両親が離婚することは、子供の心に大きな傷を残すと思うが、家庭裁判所では、子供の成長を第一に考え、調整してもらえということが分かったので、気軽に面会交流の調停を利用できると思った。
- : 面会交流の調停では、和やかな雰囲気の子童室（家族面接室）を活用し、子供の心情に配慮しながら面会交流の試行をするなど、様々な工夫がなされており、心強く感じた。裁判所はとても開放的で優しい所だと思った。
- : 裁判所のホームページで公開している面会交流に関するビデオを活用したり、ロータリークラブなどの団体に出張講演などをして、面会交流のみならず調停制度の広報にもっと力を入れてはどうか。
- : 今後の広報活動の参考にしたい。